

長崎県知事 様

令和8年度長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書

次の5点すべてを確認の上、すべての□に印を付けてください。**※全員記入**

☐

この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐

この申請書に虚偽の記載があった場合は、長崎県の求めに従いその全額を即時返還します。

☐

私は長崎県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

☐

この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

☐

私が支給を受ける高校生等奨学給付金に係る交付申請、交付請求等の事務、及び給付金を受領のうえ授業料以外の学校徴収金等に充てることについて、学校設置者（学校長）に委任することを了承します。**※対象となる生徒が長崎県外の学校に通われている場合はチェック不要です。**

長崎県私立高等学校等奨学給付金支給要綱第5条の規定により奨学給付金の支給を申請します。

【申請者（保護者等）について】※全員記入

申請者住所 (保護者等住所)	〒 —	ふりがな	
電話(昼間連絡先)	— —	申請者氏名 (保護者等氏名)	
生徒との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人・その他() ※親権者には、親権者のほか高校生等が成人年齢に達する日以前に親権者であった者を含みます。		

【対象となる生徒について】※全員記入

ふりがな				生年月日	平成 年 月 日
生徒氏名					
生徒の国籍		・日本国籍 ・日本国籍以外⇒【3 在留資格・期間の確認について】も記入			
在学している学校	学校の名称	純心女子高等学校			
		学校の種類・課程・学科:高等学校(全日制)			
	学校の所在地	長崎 都道府県 長崎 市区町村 文教町13番15号			
	学校設置者の名称	学校法人 純心女子学園			
在学期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			在学中の給付金受給回数	
	※右上の申請日を記入			なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	
過去の高等学校等における在学期間(該当する場合必ず記入)	学校名(過去)	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中の給付金受給回数	
	立			なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	
	学校名(過去)	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中の給付金受給回数	
	立			なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	

【1 保護者等の収入の状況について】 ※全員記入（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 生活保護受給証明書を提出します。

☐ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の個人番号カードの写し等を提出します。※以下、該当する場合は【2】も必ず確認してください

※親権者には、親権者のほか高校生等が成人年齢に達する日以前に親権者であった者を含みます。

① ☐ 親権者(両親)2名分

② 親権者1名分

☐ ア 離婚、死別等により親権者が1名の場合

☐ イ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等

③ ☐ 未成年後見人()名分

親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

④ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)()名分

親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ ☐ 生徒本人

親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

・個人番号カードの写し等を添付する者(専攻科の場合は生計維持者)の氏名及び生徒等との続柄

氏名	生徒等との続柄

氏名	生徒等との続柄

上記保護者等(専攻科の場合は生計維持者)のその年の1月1日現在の市区町村までの住所

都道	市区
府県	町村

都道	市区
府県	町村

【重要】別紙「対象確認シート」の結果に基づき、該当する区分に○を記入してください。

必須項目

課程	全日制	通信制・定時制	専攻科
住民税所得割合算額等			
生活保護受給世帯			
0円(非課税世帯)			
105,500円未満世帯			
182,500円未満世帯			
264,500円未満かつ多子世帯			

※県が行う税情報の照会によって、対象となる区分が変更する可能性があります。

※【1】(2)に該当する方

必須項目

【2 生業扶助の受給の有無について】(該当する場合、□にレ印を付けてください。)

☐ 対象となる生徒は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。